

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.017

処 分 名	防災管理点検報告制度の特例認定の取消し
処 分 の 概 要	防災管理点検報告制度の特例認定を受けた建築物その他の工作物について、偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき、消防法令による命令がされたとき、又は特例認定の基準に該当しなくなったときは当該認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項
処 分 基 準	◎防災管理点検報告制度の特例認定を受けた建築物その他の工作物について、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 <ul style="list-style-type: none">・偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと。・消防法令による命令がされたこと。・特例認定の基準に該当しなくなったこと。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(略)